Flp リコンビナーゼ認識配列	サッカロミセス・セレビシエ（2μm プラスミド） *Saccharomyces cerevisiae* (2μm plasmid)
グルタチオン S-トランスフェラーゼ（GST） Glutathione S-transferase (2.5.1.18)	日本住血吸虫（シストソーマ・ジャポニカム） *Schistosoma japonicum*
His-tag	化学合成
Xpress epitope tag Xpress epitope tag	化学合成

（注釈）

⑴　別表第一左欄の宿主及び別表第二右欄の由来生物の表記は、慣用名、微生物学用語集英和・和英（南山堂）、日本産菌類集覧（日本菌学会関東支部）、別表第二左欄の挿入ＤＮＡの表記は、生化学辞典第４版（東京化学同人）を基本としている。

⑵　別表第二右欄の由来生物（限定条件）は、別表第二左欄の挿入ＤＮＡに対応する右欄の由来生物に限定する。

⑶　長期利用等によってＧＩＬＳＰとされている宿主のアスペルギルス・オリゼ（*Aspergillus oryzae*）、コリネバクテリウム・グルタミカム（*Corynebacterium glutamicum*）、ゲオバシラス・ステアロサーモフィラス（*Geobacillus stearothermophilus*）、サッカロミセス・セレビシエ（*Saccharomyces cerevisiae*）については、株の違いを問わず別表第一に記載されている宿主とし、これら以外は別表第一に記載されている株に限定する。

⑷　別表第一のベクターは、プロモーター、ターミネーター、エンハンサー、生理活性を有しないリンカー、アダプター、クローニングサイト、スペーサー、オペレーター及びシャイン・ダルガーノ配列の挿入、欠失又は変異導入処理によって改造されたものであっても別表第一のベクターと同等なものとして扱うものとし、また、別表第一のベクターに存在する耐性マーカー等の欠失又は変異導入処理によって改造されたものであっても同等なものとして扱うものとする。

ただし、当該改造によって水平伝播を生じさせるおそれがある場合は、この限りではない。

⑸　別表第二の挿入ＤＮＡは、当該挿入ＤＮＡの一部が改造されたものであっても、産生される物質の機能上の基本的性質に著しい変化が認められない場合は、別表第二の挿入ＤＮＡと同等なものとして扱うものとする。

また、別表第二の挿入ＤＮＡは、当該挿入ＤＮＡの一部のＤＮＡを使用したものであっても、別表第二の挿入ＤＮＡと同等なものとして扱うものとする。

⑹　別表第二の挿入ＤＮＡが合成ＤＮＡであっても、当該挿入ＤＮＡが発現することにより産生される物質が生理活性を有する場合には、天然ＤＮＡと同等なものとして扱うものとする。

⑺　プロモーター、ターミネーター、エンハンサー、生理活性を有しないリンカー、アダプター、クローニングサイト、スペーサー、オペレーター及びシャイン・ダルガーノ配列は、生物多様性影響及びヒトへの健康影響を考慮した場合、その影響の可能性が認められないと判断されることから、安全性評価の対象としないものとし、別表第二の挿入ＤＮＡに記載しないものとする。

⑻　別表第一の宿主・ベクターに別表第二の挿入ＤＮＡを組み合わせて構成された遺伝子組換え微生物は、科学的知見の充実等によって、生物多様性影響及びヒトへの健康影響が認められる場合は、当該別表に含まれないものとする。（法第13条第１項に基づく大臣確認が必要となる。）

⑼　この別表は、今後の科学的知見の充実等によって見直し、追加又は削減する場合がある。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６０３号
仙台市青葉区山手町２番14号　シティハイムクローバー101、従前の住所仙台市青葉区水の森２丁目26―20
債務者　佐藤　綾子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　丈樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
群馬県伊勢崎市連取町3019番地13
債務者　小池　正伸
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３６号
群馬県伊勢崎市寿町153番地１　寿ハイツ107
債務者　塚原　俊英
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**徳**島　里絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６３３号
大阪府岸和田市額原町701番地の７
債務者　大浦坂淳一
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８００号
広島市安佐南区古市３丁目５番５―801号
債務者　日向　靖子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石口　亜矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３４号
広島市東区福田８丁目７番15号
債務者　松尾　良平
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１９号
大阪府岸和田市荒木町１丁目８番14号、住民票上の住所大阪府和泉市和気町２丁目３番１―513号
債務者　上松運送店こと　上松　靖典
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐崎　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８３６号
愛知県海部郡蟹江町源氏１丁目66番地　バーディ源氏ハイツ　１Ａ
債務者　髙澤　成美（旧姓鶴見）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部